

## 令和4年度の主な組織改正について

### I 令和4年度組織改正の考え方

令和4年度の組織改正については、新型コロナウイルス感染症の影響、社会のデジタル化の進展、及び脱炭素社会の実現に向けた取組の進展など、社会環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、現在策定中の「川崎市総合計画第3期実施計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、効率的かつ効果的な執行体制を整備し、組織の最適化を図ります。

### II 主な組織整備

#### 1 「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の効果的な推進

##### (1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- ① 災害・危機事象から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、関係部署との情報共有及び連携強化を図り、各局区等の危機管理に係る取組状況を統括することで、危機対応の即応能力及び総合力を強化するとともに、災害時における迅速かつ適切な対応が図られるよう、地域防災力の更なる向上に向け、危機管理に関する総合調整等を所掌する総務企画局を再編し、局相当の組織として**危機管理本部**を設置します。(改正図1)

⇒〔参考〕「危機管理対応の強化に向けた体制整備」については、4ページ参照

- ② 医療の高度化及び医療ニーズの多様化への的確に応え、地域包括ケアシステムに資する看護人材を養成し、地域に還元していくため、**川崎市立看護大学**を設置します。(改正図2)
- ③ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等の感染拡大時において、検査・疫学調査から、外来・入院医療、そして療養解除まで切れ目なく対応可能で、災害・危機事象時には、柔軟で機動的な保健・医療提供体制を強化するため、健康福祉局保健医療政策室及び保健所を統合し**保健医療政策部**を設置します。(改正図3)

## (2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- ① 共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、医療的ケアへの対応や不登校対策など、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進するため、教育委員会事務局学校教育部に**支援教育課**を設置します。(改正図4)
- ② 地域の多様な人材や資源を活かして、地域の寺子屋事業、学校施設の更なる活用、地域教育会議の活性化など地域における教育活動を推進していくため、教育委員会事務局生涯学習部を再編し、**地域教育推進課**を設置します。(改正図5)
- ③ 児童福祉施設との災害時の情報共有や災害救助法に基づく救助の実施体制整備など、災害時の福祉支援体制の強化を図るため、こども未来局総務部に**危機管理担当**を設置します。(改正図6)

## (3) 市民生活を豊かにする環境づくり

- ① 令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向け、「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」の取組を加速化するとともに、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組として、地域エネルギー会社の設立など、地域における再生可能エネルギーの普及促進等の施策を一層推進するため、環境局地球環境推進室を再編し、**脱炭素戦略推進室**を設置します。(改正図7)
- ② 令和6年度に開催を予定している「全国都市緑化かわさきフェア」に向けた取組を推進するため、建設緑政局に**緑化フェア推進室**を設置するとともに、同フェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進や、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用、持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントを推進するため、緑政部を再編し、緑政事業の一元的な調整を行う**みどりの事業調整課**と、多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組を推進する**みどり・多摩川協働推進課**を設置します。(改正図8)

#### (4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

- ① 市内産業構造等の変化への的確な対応、市内産業の更なる活性化に向け、経済労働局産業振興部を再編し、中小企業が抱える経営課題に業種横断的な支援を行うため、**経営支援部**を設置するとともに、魅力ある商業地域の形成と観光プロモーションを一体的に推進するため、**観光・地域活力推進部**を設置します。(改正図 9)
- ② SDGs や脱炭素社会の実現など世界共通の課題や国の成長戦略を的確に捉え、キングスカイフロントを含めた臨海部の産業活動と連動させた新たな成長戦略に関する事業を統一的に展開するため、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部を再編し、**成長戦略推進部**を設置するとともに、今後策定する「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の実現に向けた取組を推進するため、同部に**カーボンニュートラル推進担当**を設置します。  
(改正図 10)

#### (5) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- ① これまでの地方分権改革の推進に加え、県と指定都市にある二重行政を見直し、効率的で、迅速な行政サービスを提供する特別自治市制度の実現に向けた取組を進めるため、総務企画局都市政策部に**地方分権・特別自治市推進担当**を設置します。(改正図 11)

[参考]

## 危機管理対応の強化に向けた体制整備について

### 【危機管理本部の設置】（再掲）

Ⅱ 1 （ 1 ） ① 参照

### 【新興感染症に対する医療提供体制の確保】（再掲）

Ⅱ 1 （ 1 ） ③ 参照

### 【児童福祉施設等への対応強化】（再掲）

Ⅱ 1 （ 2 ） ③ 参照

### 【災害時要援護者への対応】

災害対策基本法に位置づけられた個別避難計画の作成支援や、二次避難所の開設に向けた対応の強化など、福祉調整機能強化を図るため、健康福祉局危機管理担当と高齢者及び障害者部門との連携を強化します。（改正図 12）

### 【円滑確実なワクチン接種に向けた体制整備】

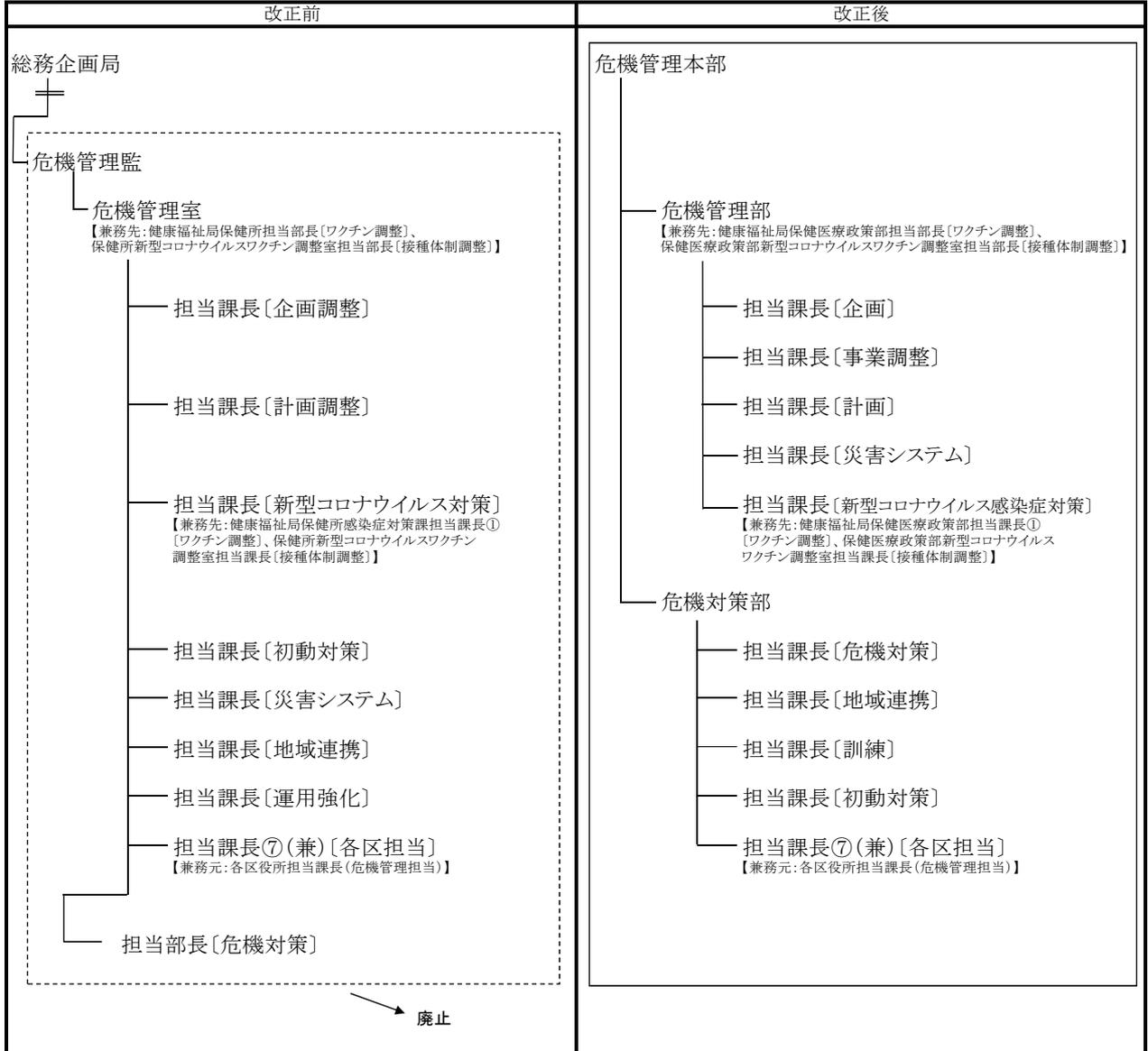
新型コロナウイルスワクチンの追加接種を確実に実施するため、会場の集約化に合わせて、ワクチン接種業務を健康福祉局保健医療政策部新型コロナウイルスワクチン調整室に集約するとともに、各区危機管理担当と連携をとった体制を整備します。（改正図 3）

### 【地域防災力の向上】

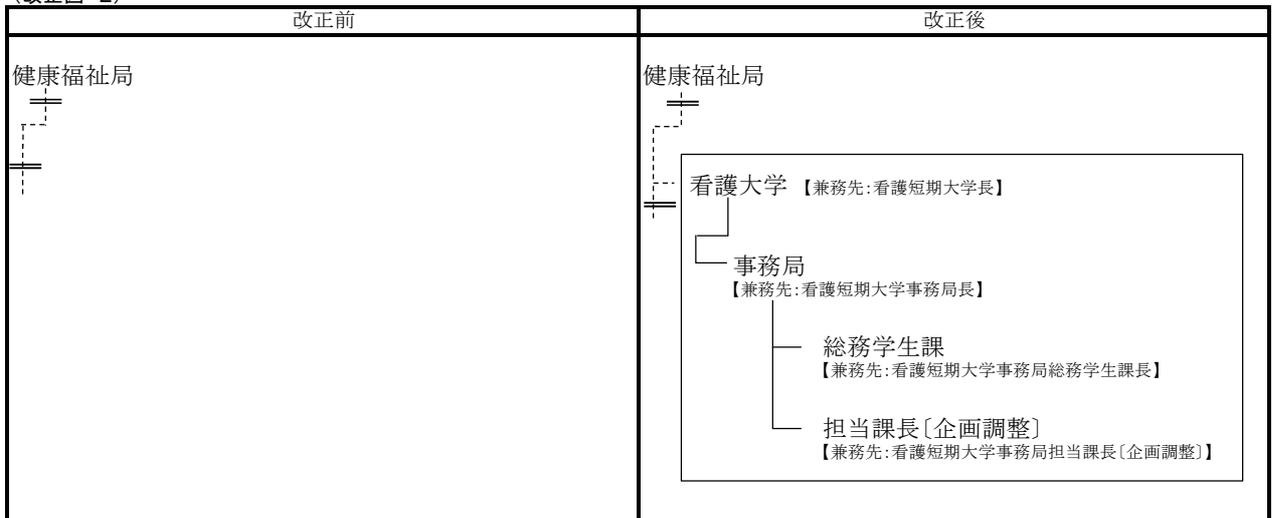
危機管理本部に設置する危機対策部を中心に、平常時から各区役所との連携を強化することにより、災害時における各区役所の自立した対応力の向上など、地域防災力の更なる向上を図ります。

令和4年度の主な組織改正図

(改正図 1)



(改正図 2)



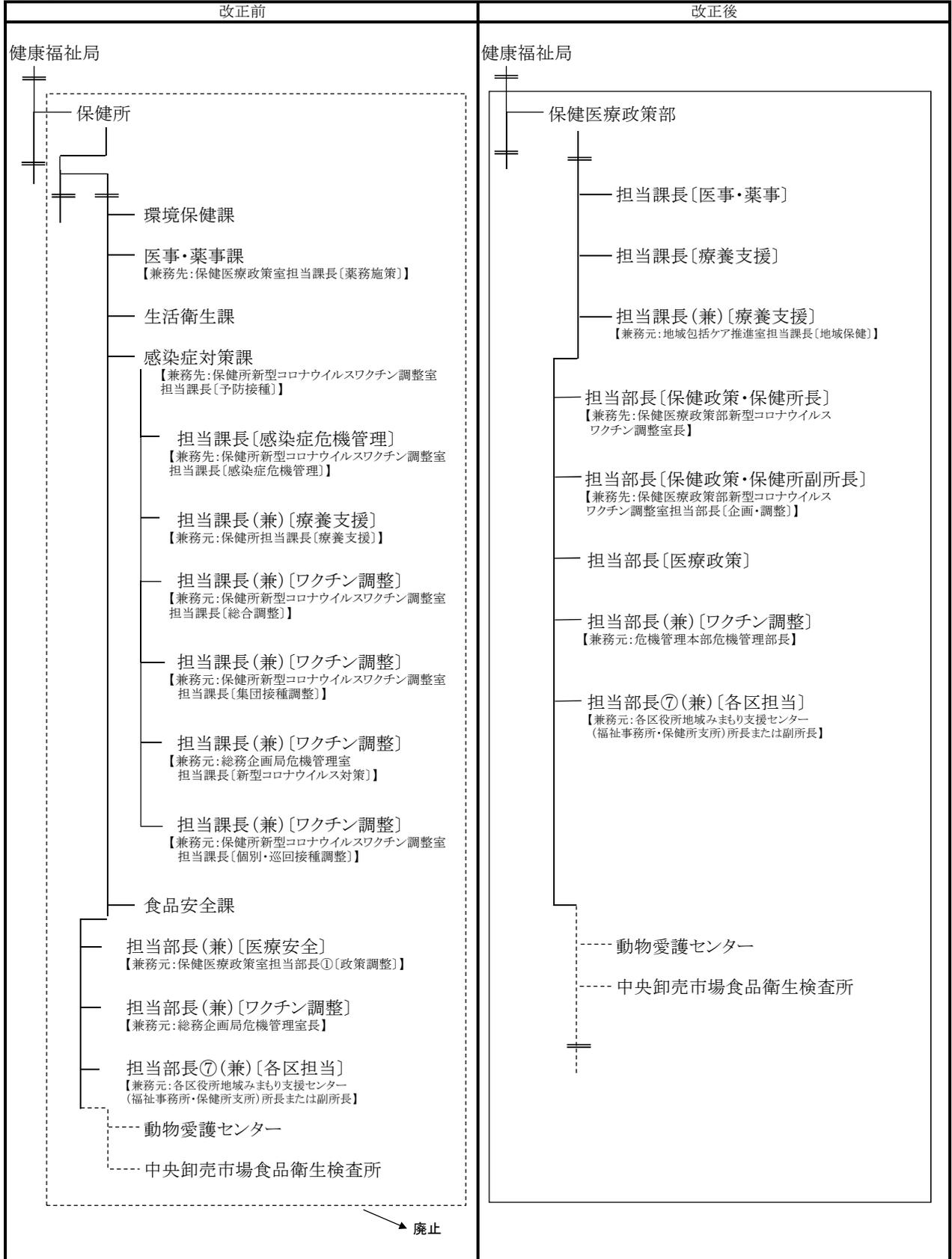
令和4年度の主な組織改正図

(改正図 3-1)



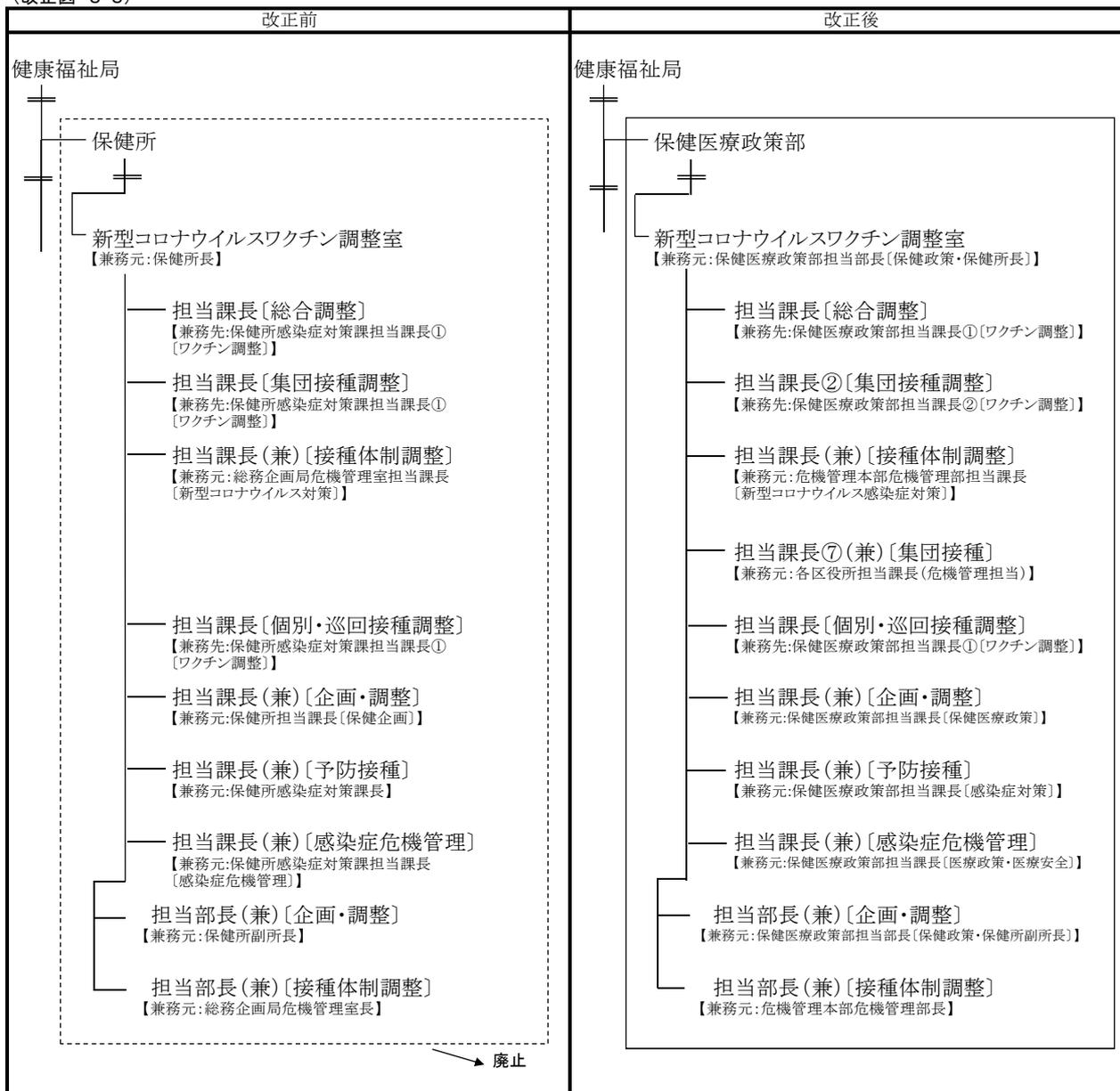
令和4年度の主な組織改正図

(改正図 3-2)



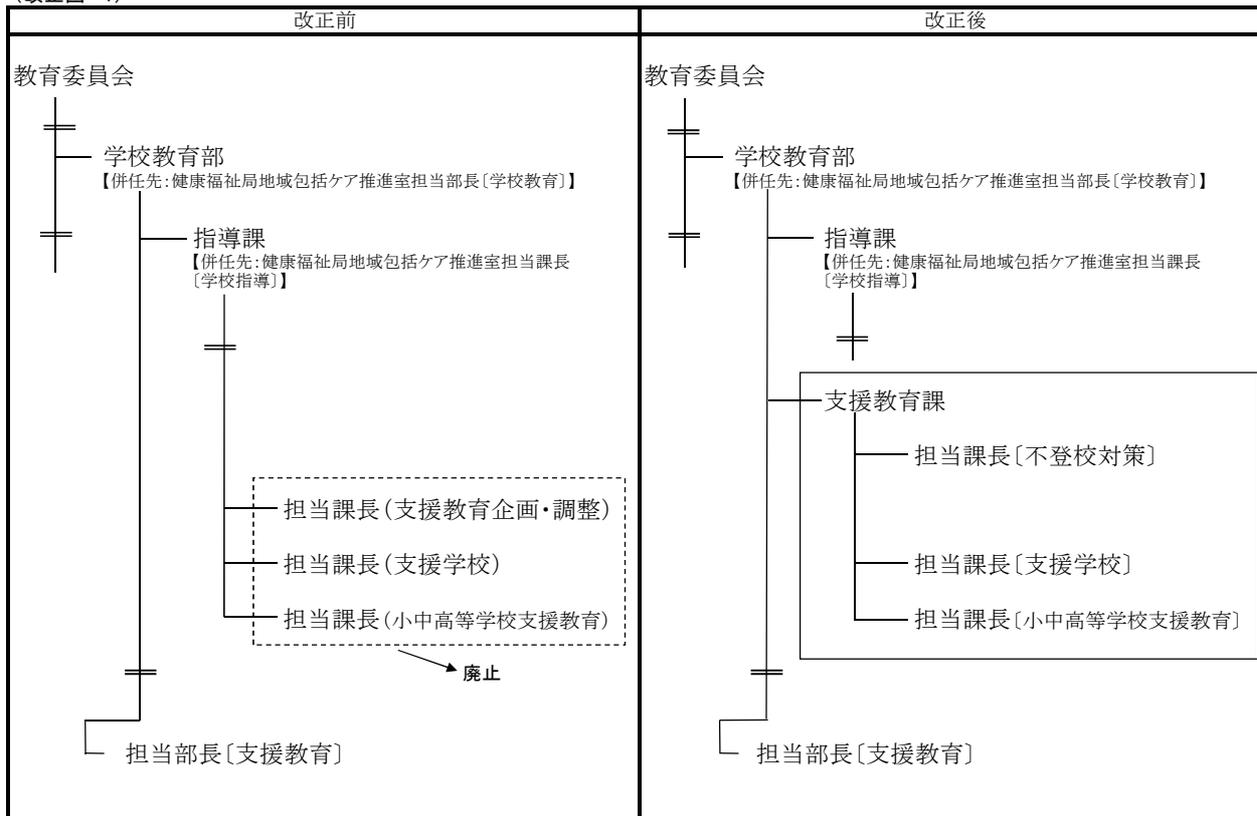
令和4年度の主な組織改正図

(改正図 3-3)

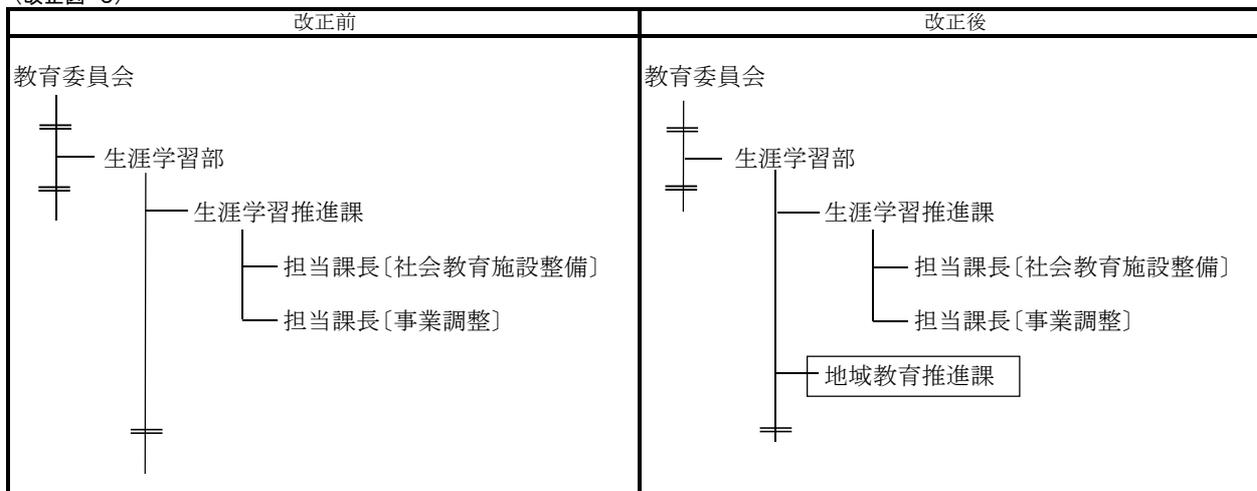


令和4年度の主な組織改正図

(改正図 4)

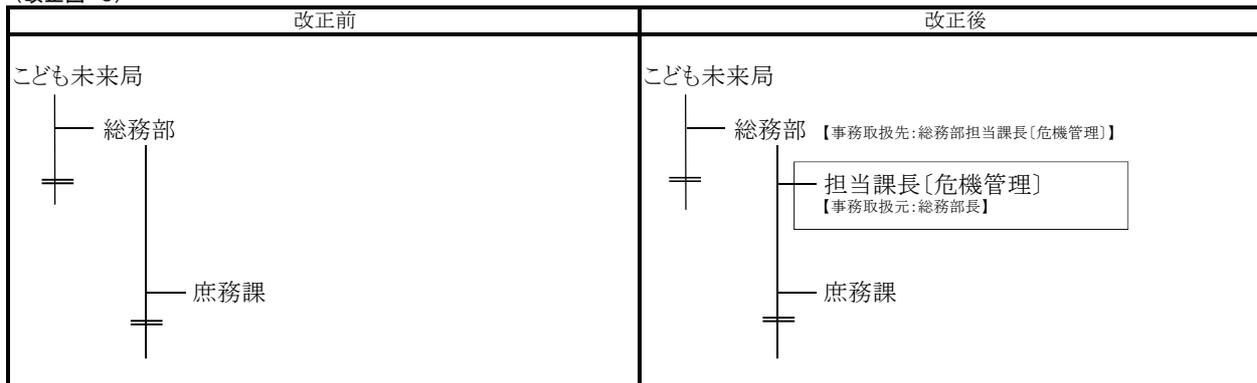


(改正図 5)

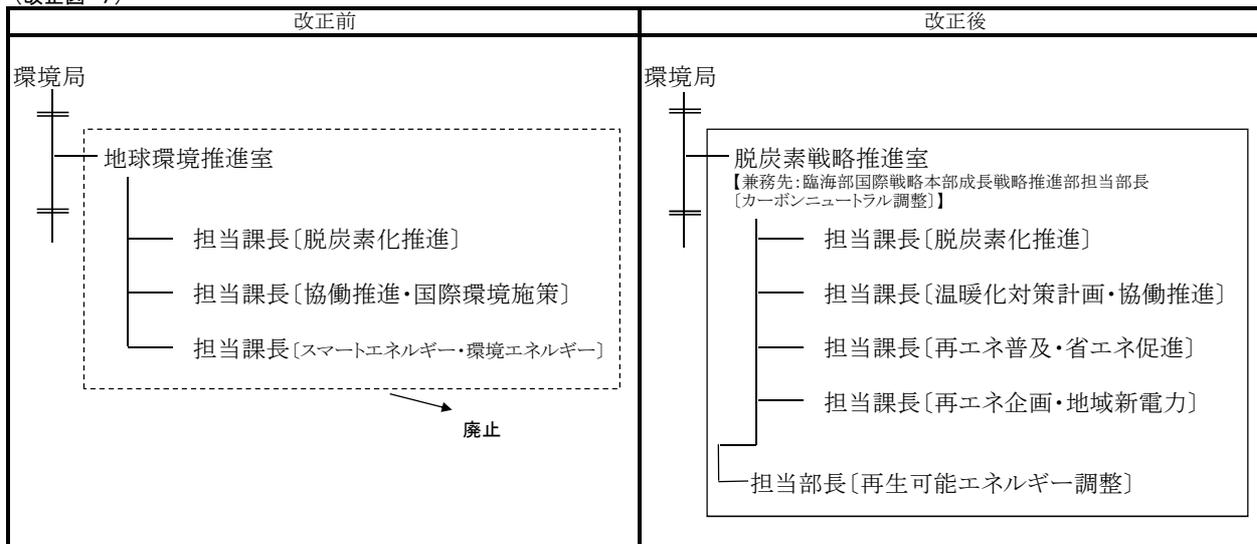


令和4年度の主な組織改正図

(改正図 6)

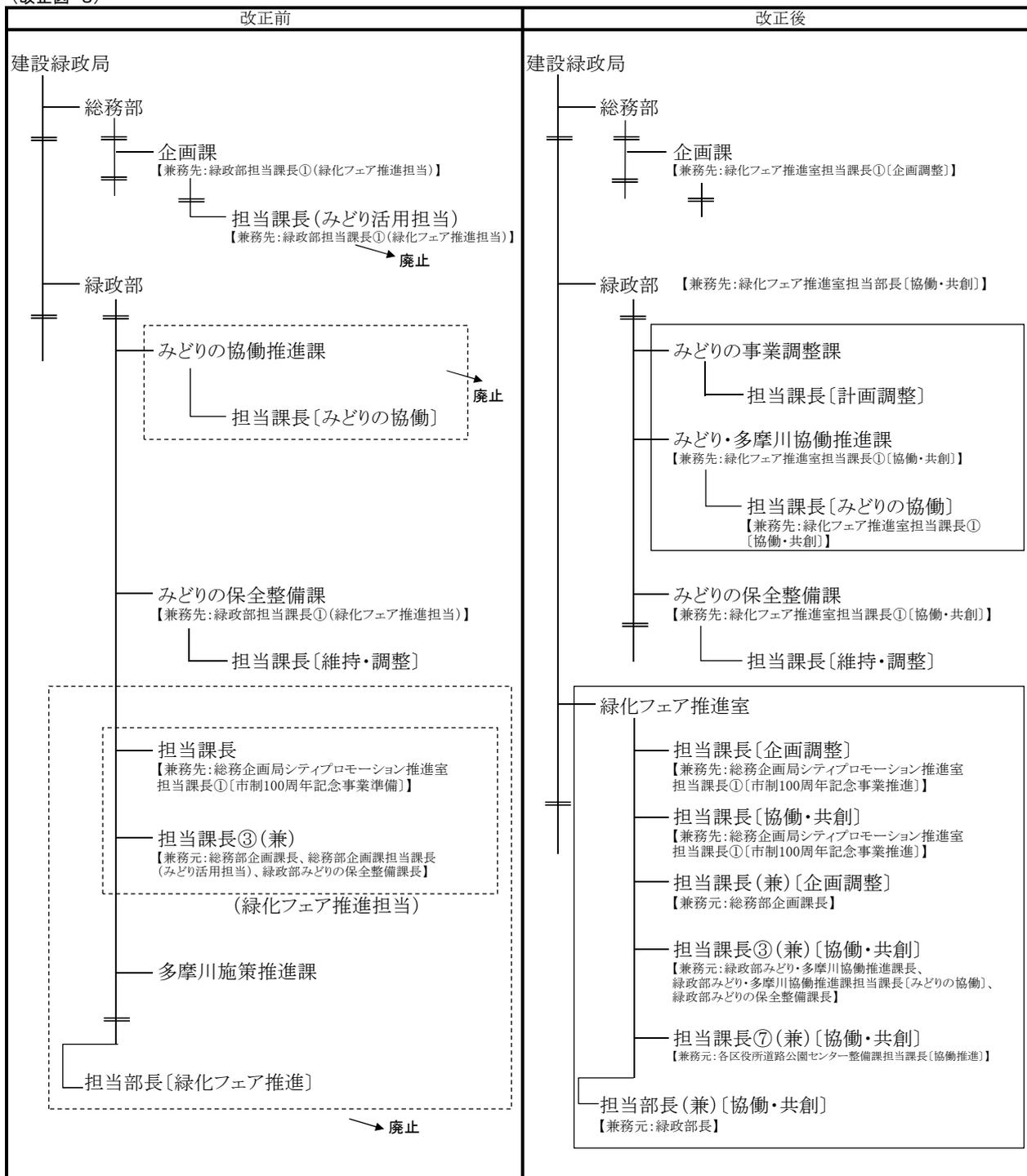


(改正図 7)



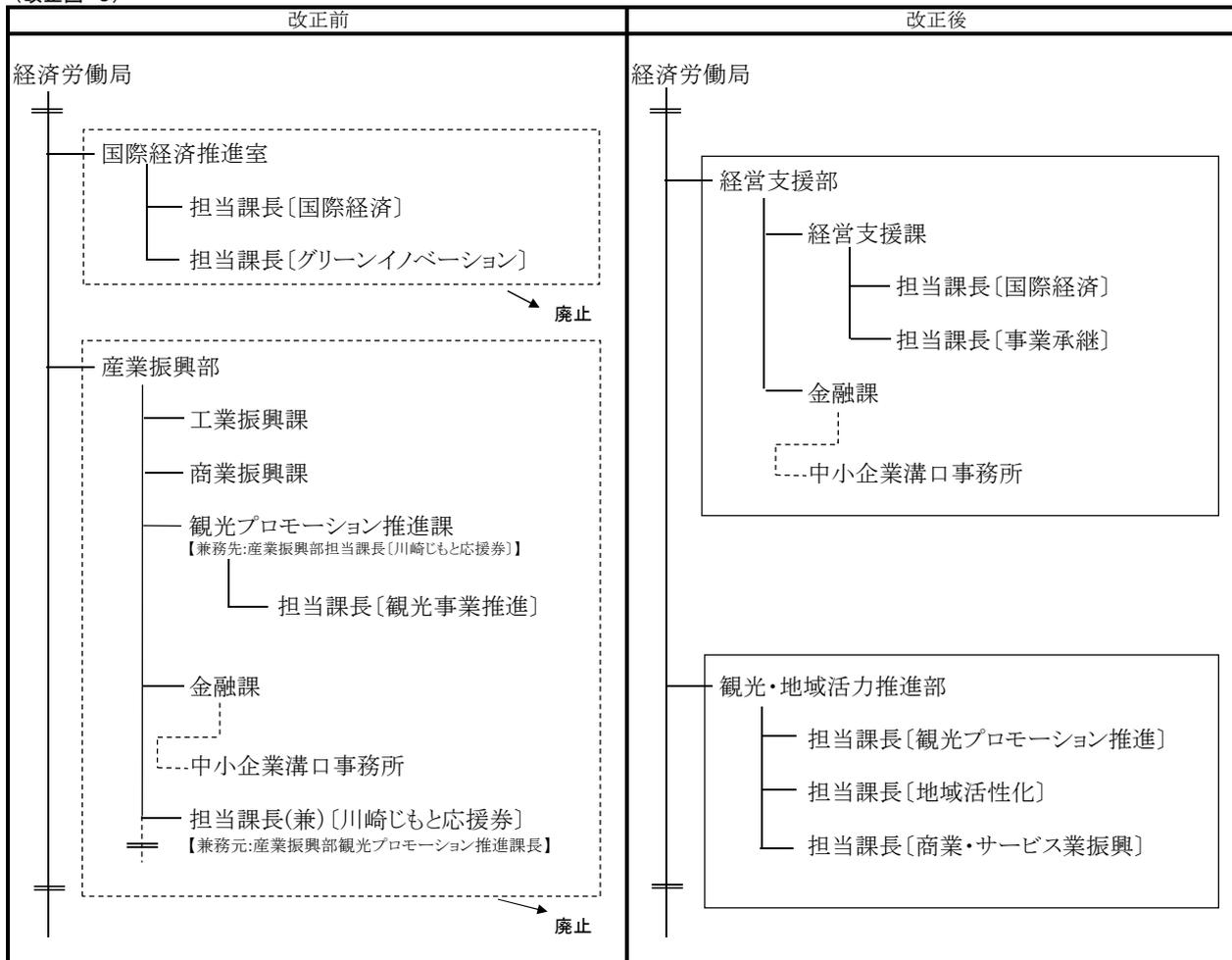
令和4年度の主な組織改正図

(改正図 8)

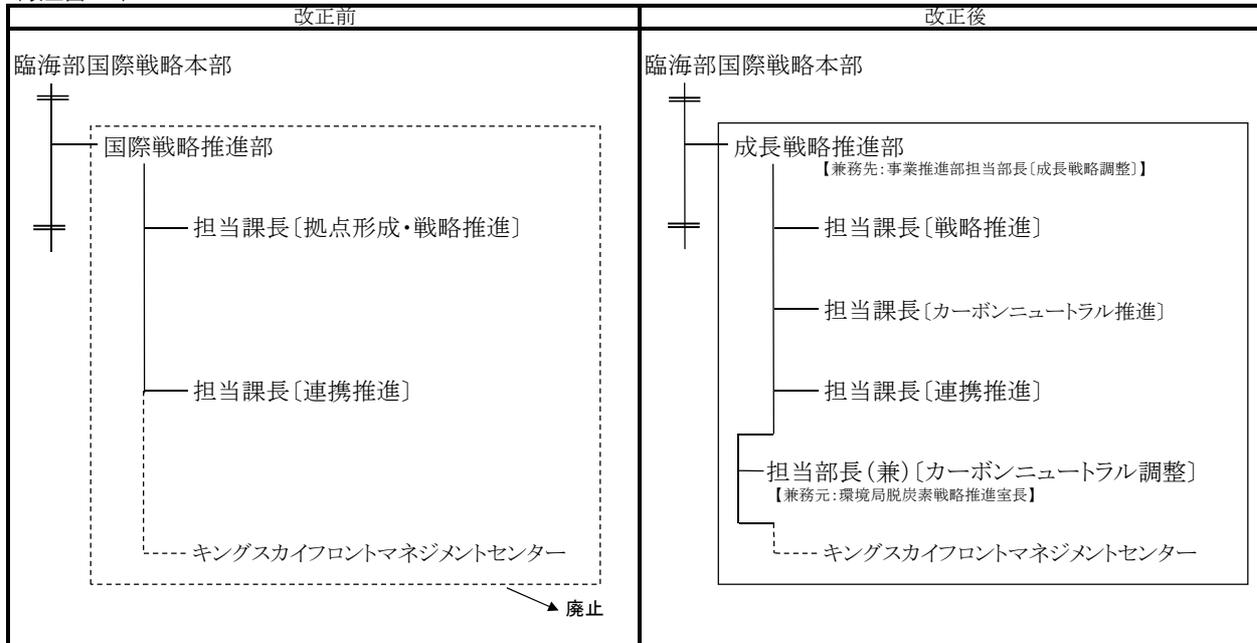


令和4年度の主な組織改正図

(改正図 9)

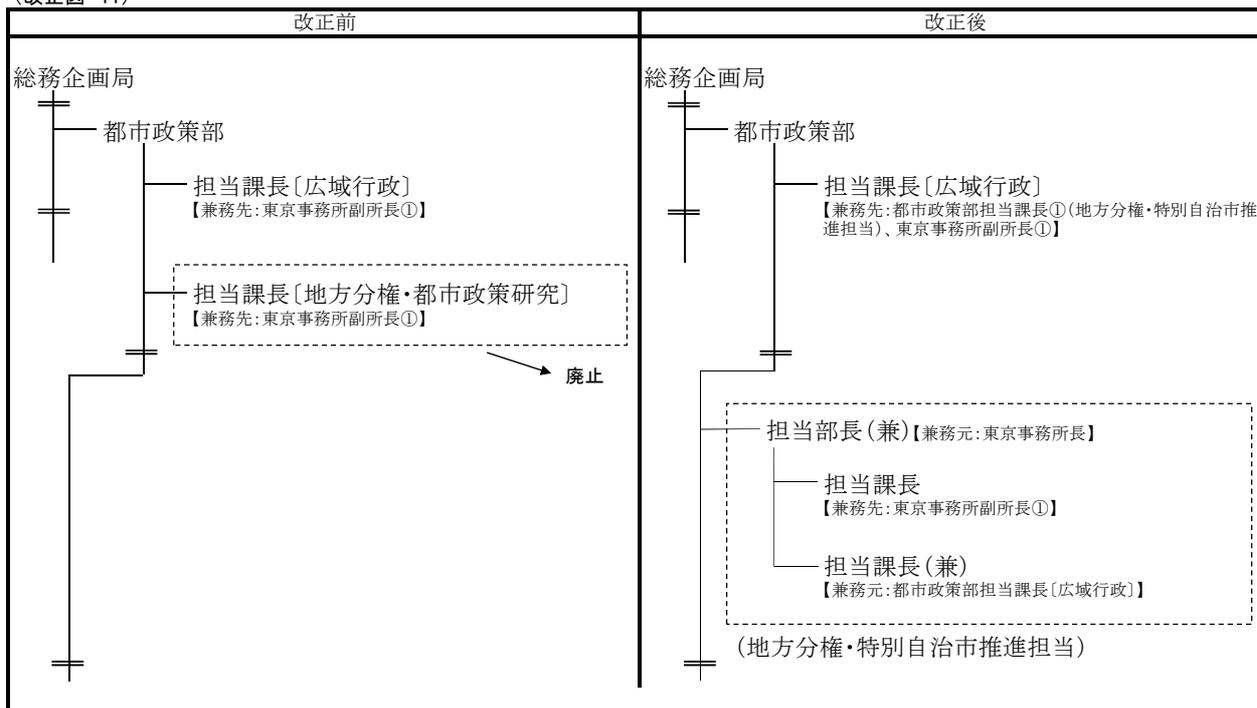


(改正図 10)



令和4年度の主な組織改正図

(改正図 11)



(改正図 12)

